

# 女性デジタル人材育成・就労支援事業業務委託仕様書

## 1 委託業務名

女性デジタル人材育成・就労支援事業委託業務

## 2 業務の目的

物価高騰により実質賃金が停滞しており、非正規雇用者等の低所得層にとって厳しい状況が続いている。このため、非正規雇用者等が現状より高単価の就労に移行できるよう、早急な支援が求められている。

令和7年9月に厚生労働省が公表した「令和7年度版 労働経済の分析」によると、2024年の男性の正規雇用は2,347万人、非正規雇用は682万人、女性の正規雇用は1,298万人、非正規雇用1,444万人と、男性に比べて女性の非正規雇用者数は多い状況にある。さらに、家事・育児・介護等との両立を理由に非正規雇用を選択する者は227万人であり、そのうち女性は218万人であった（約96%）。

これまで本県では、女性の非正規雇用者等をターゲットに、家事育児や介護等女性が抱える個々の実情に寄り添い、オンラインやテレワークなど時間や場所に制限されずに人材育成から就労までを行う事業を実施してきた。その中で、実務経験を伴う研修機会を確保すること、観光業など地域産業と親和性の高いWEB制作のスキルを習得できるコースを継続し、県内中小企業への就労機会を増やすことなどが課題となっている。

このような状況を踏まえ、女性非正規雇用者等の経済的安定を図るとともに地域企業への就労を促進し人材不足を解消するため、実務経験を組み込んだデジタル人材を育成する人材育成・就労支援事業を実施する。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 委託業務の内容

(1) WEB制作スキルを身に付ける女性デジタル人材の育成講座の実施

### ① 対象者

- a 県内在住の18歳以上の女性
- b 経済安定に向けて正規雇用などへの就労を希望する非正規雇用者等
- c 研修終了後、早期（1～3ヶ月程度）に就労可能であること
- d パソコンや通信環境等、必要最低限のハードウェア等を準備できること
- e 検証作業（アンケート等）に協力可能であること

### ② 募集定員

30名程度

※応募人数が募集定員を上回った場合は、受託者が選定を行い、県の確認を経て最終的な合否を決定するものとする。

### ③ 実施内容

#### (目的)

- ・ 観光業など地域産業と親和性の高い WEB 制作のスキルを習得できる講座を実施し、県内中小企業への就労に繋げる。

#### (実施期間)

- ・ 4ヶ月程度（約150時間）を目安とする。
- ・ 業務委託の完了に影響を及ぼさない範囲で当該期間を延長できる仕組みを設けるなど、受講者に寄り添った柔軟な対応を検討すること。

#### (実施方法)

- ・ 講座は時間や場所に制限されないオンラインによる実施を基本とするが、ライブ配信講座＋アーカイブ配信（オンデマンド講座のみは不可）とすること。
- ・ 対面型の講座を1回以上実施し、受講者同士が交流できる環境を作ること。
- ・ 受講者同士が交流・相談出来る体制を構築すること（Slack や LINE 等の活用も可能）。
- ・ 受講者が研修内容を理解しているかを適切に把握するための進捗管理や受講上の悩み等に関する相談に適切に対応する仕組みを設けるなど、受講離脱者を出さない対策やきめ細かなサポートを検討すること。
- ・ 受講に必要なハードウェア等を準備できる受講者を対象者として想定するが、短期間での準備が困難な受講者には、講座期間中に必要なパソコンや通信環境整備に必要な通信端末等の機材を用意すること。

#### (内容)

- ・ 受講者のスキルレベルに応じて、ライブ配信講座の開始前にデジタルリテラシーを体系的に習得するための事前学習（eラーニング）を30時間程度実施し、課題提出を行うことなどにより、受講者の基本知識の定着を図ること。
- ・ ライブ配信講座は以下のカリキュラムを基本に、構成は各コマ3時間（講義2時間＋フィードバック・質疑応答1時間）とすること。

ライブ配信講座カリキュラム	学習時間目安
WEB デザイン基礎	3時間×15日＝45時間
デザイン	3時間×5日＝15時間
ワイヤーフレーム・コーディング	3時間×10日＝30時間
EC サイト・ランディングページ制作	3時間×10日＝30時間

- ・ 受講者が作成した成果物に対して、講師より評価を行うなど、実習・演習に重点を置いた内容とすること。
- ・ セクション毎に課題提出を必須とし、提出内容に応じて次の学習に進むような構成とすること。
- ・ 学習メンターを配置し、受講者の学習進捗や理解度を常時確認しながら個別フォローを行うこと。
- ・ 受講者のスキルレベルに合わせてカリキュラムを決定（初級・中級・上級など）できるような内容とすること。

#### ④ 受講料

- ・ 受講者の能動的な受講を促すため、受託者において、受講者から受講料を徴収すること。また、徴収金額は20,000円(税込)とするが、受講継続のモチベーションを維持するため、講座修了後に最大10,000円の奨励金の支給(キャッシュバック)を行うこと。
- ・ 受講者のうち、児童扶養手当受給者や住民税非課税世帯等(7名を想定)は無償とする。なお、無償対象者が想定数を超えた場合であっても県はその費用を負担しない。
- ・ また、当初設定した募集人数を下回った場合および講座の修了に満たず奨励金の支給を行わなかった受講者がいた場合には、申込人数および修了者数に応じて委託料を精算すること。

### (2) 実務経験

#### ① 対象者

4(1)で実施した講座の修了生

#### ② 実施内容

##### a オリエンテーション

(目的)

- ・ 県内中小企業のWEB制作案件をベースにした仮想クライアントワークで情報設計スキルを習得する。

(実施期間)

- ・ 連日した2日間(約8時間/日)を目安とする。

(実施方法)

- ・ オンラインによる実施を基本とする。
- ・ 6グループ(5名/グループ)を基本構成として各グループに担当メンターを配置し、ワークショップ形式による開催とする。

(内容)

1日目(設計・準備)	2日目(制作・発表)
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 経営課題抽出</li><li>・ カスタマージャーニー設計</li><li>・ WEB要件定義</li><li>・ WEB情報設計</li><li>・ オリジナルWEB制作</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ オリジナルWEB制作</li><li>・ 最終プレゼンテーション</li><li>・ 企業案件受託説明</li></ul>

##### b 企業案件受託

(目的)

- ・ 講座修了後、実際に県内中小企業の企業案件を受託することにより、実務経験を積んだ上でスムーズな就労に繋げていく。

(実施期間)

- ・ オリエンテーション実施後、1~3ヶ月程度を目安とする。

(実施方法)

- ・ 受講者に県内中小企業の WEB 制作に関連する企業案件を受託してもらい、情報設計、制作物、実績整理へのレビュー・品質保証など、実務経験獲得の伴走支援を行うこと。
- ・ 県内の商工団体等の関係機関と連携関係を構築することを前提に提案すること。
- ・ 企業案件を受託する上での労働災害や損害賠償請求リスクを予防・補償する仕組みを具体的に示した上で提案すること。
- ・ DX 人材育成エコシステム創出事業で構築し、山梨県が権利を保有している「DX 推進支援プラットフォーム (デジサポ! やまなし)」を活用することが最も安価かつ確実な業務遂行が見込めるため、当該プラットフォームとの連携を想定した提案とすること。または、同等機能を有する仕組みと連携が可能であれば、業務遂行の具体性・実現可能性を明確に示した上で提案すること。

(内容)

	案件受注	WEB 制作	納品・報酬支払・実績整理
県内企業	①相談・発注	⑨制作物中間確認	⑩-3 制作物受領 ⑪-2 検収・対価支払
受託者	②案件の要件整理 受講者アサイン ⑤情報設計レビュー	⑦制作物レビュー ⑧顧客確認	⑩-2 納品報告 ⑪-1 検収依頼・請求 ⑫稼働集計・報酬支払 ⑬-2 実績整理レビュー
受講者	③案件への手挙げ ④情報設計	⑥情報設計に基づく WEB 制作	⑩-1 納品報告 ⑬-1 実績整理

(3) 就労支援

① 対象者

4 (1) で実施した講座の修了生

② 実施方法

- ・ 県内中小企業のニーズの把握や採用市場についての情報取得並びに受講者が実際に就職するための的確な支援を行うため、県内の商工団体等の関係機関と連携関係を構築することを前提に、受講者が県内中小企業への就職を志し、また実際に採用につながるような工夫を踏まえた提案内容とすること。
- ・ 就労支援においては、キャリアコンサルティングを実施するなど、対象者の希望を踏まえて企業の円滑なマッチングにつながるサポートについて検討すること。
- ・ 対象者のライフスタイルや希望する働き方に配慮したマッチング支援を検討すること。
- ・ 就労先は、業務経験の蓄積と仕事への自信の向上が可能な業務内容・就労期間とし、将来的なスキルアップや収入向上につながるよう検討すること。
- ・ 現場で実務経験を積みながら就労に繋げる取り組みとして、希望者には、派遣

のスキームを活用するなどして1ヶ月程度の報酬ありの職場実習の機会を用意すること。

- ・ 就労実績の中で、代表的な成功事例となるものについては公表が可能となるよう対象者及び就労先企業に働きかけを行い、公表用資料としてまとめること。

#### (4) 事業の検証

##### ① アンケート調査の実施

- ・ 受講者を対象に満足度や事業の改善点などを尋ねるアンケートを実施すること。

##### ② 業務の改善提案

- ・ 非正規雇用者等の所得向上に向けて、県が支援すべきスキルや企業ニーズ等の課題を把握するため、事業実施やアンケート結果を踏まえ、検証すること。なお、検証結果は公共職業訓練項目等にも反映することを想定している。

#### (5) 広報

- ・ 本事業の実施にあたり、WEB・SNS広告や周知用媒体（チラシ等）の作成など参加を促すための効果的な広報を企画すること。
- ・ 広報を行う際には、受講するために必要なパソコンスキル等のレベルや、ハードウェアやソフトウェアの要件などについて明記すること。
- ・ また、必要に応じて講座内容についての説明会を実施すること（オンライン可）。

### 5 スケジュール

4に挙げた委託業務で想定される主な業務内容に関するスケジュールイメージは次のとおりであるが、提案内容を踏まえた現時点で想定するスケジュールを作成すること。なお、詳細については県と受託者の協議によって決定する。

<想定される主な業務内容及びスケジュール>

主な業務内容	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	～	3月
企画、広報準備									
参加者募集									
講座実施									
実務経験									
就労支援									
事業の検証									
報告書作成									

## 6 KPI の設定

本事業における成果指標（KPI）は、受講者の学習成果、キャリア形成支援の実施状況及び就業に向けた行動を適切に評価することを目的として、次のとおり設定するものとする。

### ① オンライン講座の最終課題合格率

受講者のうち、オンライン講座における最終課題に合格した者の割合を 60%以上とする。

### ② 個別キャリア面談の実施率

受講者に対して、キャリア形成支援を目的とした個別面談を実施した割合を 80%以上とする。

### ③ 就業応募率

受講者が、就業につながる応募行動（求人応募、業務委託案件へのエントリー等）を行った割合を 40%以上とする。

## 7 事業報告

### （1）事業成果の報告

- ・ 受託者は、本事業の委託業務が完了した日から 10 日以内に、委託契約業務完了報告書を山梨県に提出すること。報告書の様式は任意とするが、報告項目については県と協議して対応すること。
- ・ また、県が業務上必要と判断し、報告を求めたときは、受託者は必要な情報を都度報告するとともに、県と十分に協議して対応すること。

### （2）事業成果の帰属等

- ・ 受託者は、本業務に係る講座内容、研修動画、テキスト、ポータルサイト、広告物等の成果物が第三者の所有権、著作権、肖像権等を侵害しないよう留意すること。また、成果物に関して発生した著作者人格権を行使しないものとする。
- ・ 受託者は、成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る利害侵害の紛争の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。
- ・ 本業務において作成した研修内容、研修動画、テキスト、ポータルサイト、広告物等の成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び所有権は、県から受託者に対価が支払われたときに受託者から県に移転するものとする。ただし、受託者又は第三者が従来から権利を所有しており固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者又は当該第三者に留保するものとし、この場合、県は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できるものとする。

## 8 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、女性デジタル人材育成・就労支援事業業務委託に係る企画提案公募実施要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (3) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (4) 本事業では個人情報を扱うため、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、その保護に当たっては個人情報保護法等の関係法令を遵守するとともに、契約書(案)別記1「個人情報保護取扱特記事項」を遵守すること。  
なお、関係者等に対してメールによる連絡をする場合、当該メールの宛先にBCCで送信すべきメールアドレスが1件以上含まれるときは、当該メールを送信する際、BCCで送信すべきところをTOやCCで送信する誤りを防止する機能(BCC強制変換機能等)を備えたシステムやツールを使用し、個人情報の流出防止に万全を期すこと。
- (5) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (6) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間だけでなく契約終了後も第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人及び企業に関する情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

## 9 その他事項

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。
- (3) 受託者は、委託業務の目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について山梨県と協議し変更することができるものとする。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項については、山梨県の指示に従うものとする。
- (5) 委託業務に関して紛争が生じた場合には、受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに山梨県に報告すること。
- (7) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、山梨県と協議してこれを定めるものとする。